

# 支給決定、サービス提供、 請求事務の留意点について

障害者支援課認定支払担当

# 1 適切な請求事務の徹底について

- 資料集に頻繁に見られる報酬請求の誤りを掲載
- 請求の誤り → 請求の返戻、後日請求の取下げ・やり直し  
→ 支援実績と請求入力内容を突合のうえ請求をお願いします

# 1 適切な請求事務の徹底について

- 請求に関するお知らせについてはウェルネットなごやへ掲載

<新着情報>

[https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shinchaku\\_jigyosya/](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shinchaku_jigyosya/)

<請求事務について>

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/claim.html>

→サービス実態等を把握している職員による請求事務の実施をお願いします

## 2 令和8年度からの請求事務等に係る留意事項について

### 診察時間帯の意思疎通支援に関する取扱いの変更について

意思疎通支援において想定する支援内容

- 「発語が困難な障害者に対する独自の方法によるコミュニケーション支援」
- 「知的や精神障害者が自分の症状をうまく伝えられない場合などに行うコミュニケーション支援」
- **「視覚障害者が診察時間帯に必要とする同行援護による専門的な支援」  
(追加)**

令和8年1月申請分から適用

## 2 令和8年度からの請求事務等に係る留意事項について

### 移動支援・地域活動支援給付費請求のオンライン化について

- 令和8年4月請求分からは、オンライン請求に移行
- 郵送、持ち込みでの受付は終了
- 請求書、明細書、実績記録票（利用者確認欄に押印または署名のあるもの）、契約内容報告書は従来通り作成し、事業所で5年間保管

### 3 請求時に散見される請求エラーの具体的内容について

- 請求時に散見される請求エラーの具体的内容について、請求時の主なエラーコードとその対応策を一覧にして掲載

## 4 就労系サービスにおける在宅支援について

### 1. 申請時およびサービス提供前における留意点

- 対象となる要件について資料集へ記載
- 在宅支援の提供には区役所等への申請・支給決定が必要
- サービス提供前における受給者証特記事項欄の記載内容の確認  
「就労系サービスによる在宅支援可」

## 4 就労系サービスにおける在宅支援について

### 2. サービス提供時における留意点

- 支援体制と記録について  
事業所の提供体制を整えた上でサービス提供し、適切に記録を行うこと。
- 他サービスとの調整、情報共有について  
同一時間帯に2つ以上のサービスの提供を行うことはできないことに留意し、各関係機関との連絡調整や利用者への説明を必ず行うこと。

### 3. 請求時における留意点（データ入力時の留意点）

- 計画時間ではなく実際の提供時間を入力すること。
- 実績記録票の備考欄に「在宅支援」と入力すること。

## 5 事業所運営の留意事項について

### 介護給付費等にかかる過誤申立て依頼書のオンライン受付について

- 令和7年8月より、過誤申立て依頼書のオンライン受付開始
- 変更後の過誤申立て依頼書の様式で作成し送信
- 移動支援、地域活動支援の過誤調整はオンライン受付対象外

## 5 事業所運営の留意事項について

### 共同生活援助利用者における帰省時の居宅介護等の利用について

- 必要性があると市が認める場合、帰省時の居宅介護等の支給決定を実施
- 帰省時の居宅介護等の算定が可能となるのは、グループホームの請求が全くない日  
→事例については資料集をご参照ください

## 5 事業所運営の留意事項について

### 在宅支援中の訪問系サービスの取り扱いについて

- 就労系サービスにおける在宅支援が行われている時間帯は、就労系サービスの支援時間のため、訪問系サービスの利用は不可。
- 昼休みの時間帯等、実際に利用者が作業を行っていない時間帯等についても訪問系サービスの利用は不可。
- サービス提供及び請求が重複する場合は、請求のやり直しが必要となり、返還が発生する可能性がある。

## 5 事業所運営の留意事項について

### 地域移行支援の請求における注意点

- 体験宿泊加算の算定時  
GHの事業所は体験利用としての報酬請求不可  
地域移行の体験宿泊加算⇔GHの体験利用 どちらかの選択制
- 体験利用加算・体験宿泊加算の算定時  
地域移行支援事業所からサービス事業所へ委託費の支払
- 留意事項をウェルネットなごやに掲載

## 5 事業所運営の留意事項について

**計画相談支援の報酬算定について、請求の誤りが散見されます。**

- サービス支給期間更新時における計画相談支援給付費の請求
- 初回加算の請求
- 継続サービス利用支援費の請求  
→算定要件のご確認をお願いします

## 5 事業所運営の留意事項について

### 請求時におけるサービス提供実績記録票の備考欄への入力について

- サービス提供実績記録票の備考欄への記載、システム上の入力をお願いする項目を記載  
(請求システム上、入力に対応可能な場合のみ)
- 入力がない場合、内容に疑義がある場合  
→本市より請求内容についての確認を行う場合があります

## 5 事業所運営の留意事項について

### 就労選択支援及び就労移行支援による就労アセスメントについて

- 令和7年10月より原則就労選択支援において就労アセスメントを実施
- ただし、国通知の事由に該当する場合は、従来の就労移行支援事業所等による就労アセスメントをもって就労継続支援B型の利用を認めることも可能。

## 5 事業所運営の留意事項について

### 就労選択支援及び就労移行支援による就労アセスメントについて

- 令和7年9月以前に実施された就労移行支援事業所による就労アセスメントについて（経過措置）  
→当該アセスメントをもってB型の申請が可能。
- 令和7年10月以降の就労アセスメントのための就労移行支援の支給決定について（経過措置）  
→一定の要件に該当する場合は、支給決定が可能。
- 通常就労移行支援利用者に対する就労アセスメントについて（経過措置）  
→一定の要件に該当する場合は、就労移行支援による就労アセスメントを受けることが可能。

## 5 事業所運営の留意事項について

### 就労選択支援または就労アセスメントのための就労移行支援 と他サービスの併給について

就労選択支援または就労移行支援（アセス）と、障害者の日中活動系サービス併給の場合の注意点

#### 【就労選択支援、就労移行支援（アセス）共通】

- 同一日に複数サービスの報酬請求は不可
- 受給者証に「利用できる日数は合わせて●日です」の補記がある場合、利用日数合計に注意

## 5 事業所運営の留意事項について

### 就労選択支援または就労アセスメントのための就労移行支援 と他サービスの併給について

#### 【就労選択支援のみ】

- 他の日中活動系サービスと同一日に利用した場合、合意の上で請求した側の報酬を按分することが可能
- 就労選択支援と、就労継続支援・就労移行支援を併給する場合、同一法人事業所は不可 ※例外規定あり

## 5 事業所運営の留意事項について

### 就労選択支援または就労アセスメントのための就労移行支援 と他サービスの併給について

◆就労選択支援または就労移行支援（アセス）と、放課後等デイサービスまたは障害児入所施設併給の場合の注意点

- 就労選択支援または就労移行支援（アセス）のいずれかに加え、放課後等デイサービスまたは障害児入所施設のいずれかを同一日に利用した場合、それぞれ報酬請求可

※就労アセスメント以外の就労移行支援は対象外

## 5 事業所運営の留意事項について

### 介護保険適用除外対象者に係る対応について

- 40歳以上で以下のいずれかに該当の方  
施設入所支援と生活介護を利用  
療養介護を行う医療機関に入所
- 介護保険の適用除外の対象（届出が必要です）

## 5 事業所運営の留意事項について

### 介護保険適用除外対象者に係る対応について

- 適用除外施設の事業所  
→資料集を確認いただき届出についてご協力をお願いします。
- 65歳以上で、介護保険の保険者が名古屋市かつ、障害福祉サービスの支給決定も名古屋市の方  
→届出不要です